での送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

- 第 12 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
 - (1)法令に基づく場合
 - (2)人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
 - (3)公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
 - (4)国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第13条 本会は、個人情報を第三者(第12条第1号から第4号の場合を除く)に提供したときは、次 の項目について記録を作成し保存する。
 - (1)第三者の氏名
 - (2)提供する対象者の氏名
 - (3)提供する情報の項目
 - (4)対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第 14 条 第三者(第 12 条第 1 号から第 4 号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
 - (1)第三者の氏名
 - (2)第三者が個人情報を取得した経緯
 - (3)提供を受ける対象者の氏名
 - (4)提供を受ける情報の項目
 - (5)対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直 ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、 研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、「各務小学校 PTA 規約第32条」に定める方法をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和5年5月1日より施行する。